

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】 2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間

【目標1】 男性の育児休業取得率：30%以上、女性の育児休業取得率：100%

（対策）

2025年4月～ 全管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。

2025年4月～ 出産した女性社員、配偶者が出産した男性社員を対象に管理部から社内の育児支援制度を案内し、制度の利用意向を確認する。利用意向有の場合は、所属部門の上司と管理部が連携して社員の業務配分や部門全体の業務体制について見直し・調整を行う。

【目標2】 全社員の残業時間を月平均20時間以内とする。

（対策）

2025年4月～ 職場いきいきアドバンスカンパニー取得のアピールをする。

2025年4月～ 毎月の残業時間を各部門に発信する。